令和５（2023）年度第２回郡山市地域包括支援センター運営協議会　会議要旨

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日時：2023（令和６）年１月31日（水）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会場：郡山市総合福祉センター　集会室

【出席者】

地域包括支援センター運営協議会委員

渡部明美会長、原寿夫副会長、國分晴朗委員、阿部崇委員、佐川　純子委員、若林由起子委員、阿部　初江委員、松本　喜一委員、森田茂委員、安達真也委員

郡山市地域包括支援センター連絡協議会

村上徹会長、伊藤弘美副会長、橋本直子副会長、細川賢恵幹事、古宮広隆幹事、佐久間順子幹事、大和田裕子幹事

保健福祉部：松田保健福祉部長、佐藤保健福祉部次長、介護保険課長、健康長寿課長

地域包括ケア推進課：課長、課長補佐、基幹包括支援係長、介護予防マネジメント係長、

担当職員２名

【傍聴者】　なし

**〇議　事（議長　渡部会長）**

**（１）令和５年度郡山市地域包括支援センター実施点検結果について（非公開）**

　※　資料１　について事務局（地域包括ケア推進課）より説明

**（２）令和６年度郡山市地域包括支援センターの職員体制・委託先（案）について（非公開）**

※　資料２　について事務局（地域包括ケア推進課）より説明

**（３）郡山市地域包括支援センター運営方針（案）について**

　※　資料３-①②③　について事務局（地域包括ケア推進課）より説明

【質疑応答】

（松本委員）

　　権利擁護の推進で、今年度から各事業所においては全サービス共通で虐待防止委員会の設置義務があるが、地域包括支援センター運営方針には記載しなくても良いか。

（事務局）

　　「権利侵害の予防や対応」という文言や「苦情対応体制」の中に、事業所としての取り組み（虐待防止）も含まれていると解している。

　　また、委託法人としてとらえた場合、法人内に虐待委員会等が設置されており、地域包括支援センターはその範囲に含まれる。なお、記載の必要性について確認する。

**（４）基幹型地域包括支援センター運営方針（案）について**

　※　資料４-①②③　について事務局（地域包括ケア推進課）より説明

**（５）その他**

（松本委員）

　一人暮らしや富裕層のお年寄りから金銭を騙し取る悪質業者が横行しており、これら業者を紹介したのが「地域包括支援センター、ケアマネ」という事例もある。

地域包括支援センターに高齢者が相談に来た時は、信頼性のある事業者の紹介に配慮いただきたい。

（原委員）

　　実際にそういった事例は郡山でも無くはないと考えている。

要因の一つに、成年後見制度のハードルが高く時間もかかることが挙げられる。権利擁護の様々な事業の中で、高齢者がどれを選択したらいいのか迷い、結果として民間事業者が選ばれている印象がある。

個々人が優先的に考えるべき事項を理解したうえで適切にサービスが選択できるような、情報の提供の場について検討いただきたい。

（阿部委員）

　市エンディングノートは、看護業界においても講演会を行うなど周知啓発に取り組んでいる。

ケアマネや包括支援センターとも連携して、市民への周知啓発に取り組みたいので、情報共有を図りたい。

（事務局）

　　エンディングノートは１万部作成した。また、エンディングノートやＡＣＰに関する周知啓発については、市、包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センターが連携して研修会や出前講座等を行っているところである。

（地域包括支援センター連絡協議会　植田幹事）

　　エンディングノートの周知については市の講座に住民の方と一緒に参加している。また、通いの場グループに対する講座の開催も検討している。

（松本委員）

ＡＣＰの推進は、本人の意思決定で最期まで到達することが一番いいと思うので、医師や看護師、家族、地域の関係する方々が支えながら、慎重に進めていただきたい。

（渡部会長）

エンディングノートは、本人や家族の意向を慎重に伺い、自分の人生を豊かに、前向きにできるように支援していただきたい。

　（地域包括支援センター連絡協議会　村上会長）

近況として、全般的に見て５月にコロナが５類になったこともあり、新規の相談者が増え、給付件数もコロナ禍前に戻ってきている印象にある。

次年度介護保険法の改正に、地域包括支援センター業務も含まれるため、地域包括支援センターでも改正内容を確認し郡山市と一緒に対応したい。

**〇　その他**

**（１）令和６年４月施行改正介護保険法について**

　※　資料５－①②、資料６　について事務局（地域包括ケア推進課）より説明